

## 取調べの可視化法案が参議院において再び可決されたことに関する会長声明

本年4月24日、参議院本会議において、取調べの全面的な可視化を内容とした刑事訴訟法改正案が可決されました。

昨年も、参議院は同趣旨の法案を可決しており、国権の最高機関である国会の一院が、二度に亘って可決したことには極めて重いものがあります。

残念なことに、昨年は、衆議院において廃案とされた経緯がありますが、衆議院において再度廃案とされるようなことになれば、刑事手続きに対する信頼性に極めて深刻な影響をもたらすことは確実です。

また、今月21日から施行された裁判員裁判については、条件整備等を含め様々な課題が存在しているところ、なかでも、可視化によって取調べ手続の適正性が担保されることは重要な条件のひとつであります。これが実現されなければ、取調べを尋問することなどで自白の任意性・信用性を長時間かけて審理するという大きな負担を市民から選ばれた裁判員に負わせることとなります。このような負担に裁判員が耐えられるとは到底思えず、ひいては、裁判員制度自体を崩壊させることに繋がります。

自白の任意性・信用性に関する審理が長期化することを避けるためには、取調べの全過程を録画することによって違法な捜査が行なわれないようにし、虚偽の自白をなくすしか方策はありません。

密室での取調べが違法な捜査の温床となり、虚偽の自白を生み出してきたことは、強姦罪の犯人として服役した元被告人が後に無罪となった氷見事件や、公職選挙法違反事件で「踏み字」という非人道的な取調べが行なわれ大量の無罪者を出した志布志事件でも明らかになりました。このことはマスコミでも大きく報道され、その問題の重大性が国民に広く認識されたところです。

取調べの全面的な可視化は、今や国民の関心事であり、裁判員裁判の適正な運用と発展に不可欠な事柄です。

衆議院においても、取調べの全面的な可視化を実現することの必要性と重要性を正しく認識されて、すみやかに審議・可決し、本法案を成立させることを強く求めるものです。

2009年（平成21年）5月25日

兵庫県弁護士会

会長 春 名 一 典